

第 125 回入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 125 回入札監理小委員会
議 事 次 第

日 時：平成 22 年 6 月 4 日（金）19:10～20:19

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 実績評価（案）等について

○国民年金保険料収納事業【平成 19、20 年度事業開始分】（日本年金機構）

2. 実施要項（案）について

○国民年金保険料収納事業【平成 22 年度事業開始分】（日本年金機構）

3. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（日本年金機構）

石塚理事、事業管理部門 国民年金部 町田部長、清川部員

厚生労働省年金局 石井年金管理審議官、事業管理課 橋本課長

（内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

（事務局）

佐久間事務局長、山西参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから「第 125 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、日本年金機構の国民年金保険料収納事業の実績評価（案）及び実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、平成 19 年度、20 年度事業開始分の実施状況及び実績評価（案）について審議を行います。

本日は、日本年金機構 石塚理事に御出席いただいておりますので、前回等の審議を踏まえた今後の方針等について、5 分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○石塚理事 それでは、お手元の資料 1 に基づきまして、前回の御議論を踏まえました対応方針について、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず、事項の 1 番目、入札方法の改善をどのようにするかという点でございますが、既に除算式から加算式ということにしたいということは、既に御説明申し上げていますが、その中でも、技術評価点と価格評価点の比率ということが問題になるわけですけれども、一般的には 2 対 1 というのが多いと我々は承知しておりますけれども、今回は質の向上というのを明確にアピールすると、そういう観点から 3 対 1 というような配分にしたいと考えております。

また、戸別訪問につきましても、具体的中身を実施要項に明確に位置づけるということを考えております。

2 番目は、戸別訪問の実施水準をどういうふうに確保するのかという御指摘でございますけれども、対応方針の 2 の（1）の③にありますように、各年金事務所に、言わば最低限必要な戸別訪問の従事者数、未納者の数に依りまして、少ないところは 1 名、未納者が多いところは 5 名というような配分を考えておりますけれども、最低基準を定めた上で、その上で社会保険庁時代の実績等々も十分開示しまして、そのような実績も踏まえまして、各業者さんから、その最低基準を上回る、こういう体制でやりたいという御提案をいただきまして、その言わば上乘せ分につきましては、加算要素として、加点項目は、今、800 点を予定しておりますけれども、そのうちの 120 点をこの枠に配分しまして、高く評価するというような形で、戸別訪問の実施水準というのを確保してまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、指摘事項の 3 でございますけれども、単なる収納件数とか、免除件数以外に、質の確保をするためのさまざまな工夫が要るのではないかと御指摘でございます。

（1）にありますように、訪問等に当たって、制度の役割等について、懇切丁寧に説明をする、あるいは接触率の向上など、効率的な運営を行うというようなことを、言わば定性的な目標としてきちんと位置づけをさせていただきたいというふうに考えております。

また、接触率につきましては、接触率向上について、こういうふうな方策を考えているんだという提案がなされている場合には、これも総合評価基準において、加算要素として位置づけるというような方策も講じてまいりたいと考えております。

指摘事項の 4 でございますけれども、事業者の選定等に当たって、やはり地域事情に精通した者を参画させるべきではないかと御指摘もいただいております。今後、事業者選定のための評価委員会は、機構本部に設置するわけですけれども、その中に、各ブロック本部の地域事情に精通したベテランの国民年金収納の事務担当者を参画させる等の方法によって、地域事情を十分反映した事業者選定ができるように努めていきたいと考えております。

続きまして、3ページでございますけれども、機構が提供する名簿に電話番号が欠けているのが多いのではないかと、その点についてどう対応するかという御指摘もいただきました。機構から提供する名簿のうちの電話番号の整備水準については、大体70%~80%というのが一般的な水準でございます。この水準については、既に開示済みでございますが、これを100%機構の責任で整備するというのは、正直言って難しい点がございます。

そういう前提で、委託業者の努力によって、例えば戸別訪問の結果として電話番号が判明した場合には、1件当たり100円を成功報酬として支払うというような方策を講じることによって、この問題についても対応していきたいと考えております。

項目の6番目でございますが、離島等への遠隔地の戸別訪問をどう考えるかということでございます。離島など、遠隔地であっても、戸別訪問の対象者が相当数存在する場合には、当然戸別訪問の実施を求めることになるわけですが、実施要項の中では、(2)にありますけれども、遠隔地に対して、どういうふうにも有効かつ効率的な納付督促を行うのかというような提案がなされた場合に、これも総合評価基準表において、加点要素として位置づけるというような方法によって、遠隔地への戸別訪問というのを促進してまいりたいと考えております。

最後、7番でございますが、21年度に開始した事業分、3年間の契約になっているわけですが、これについても、何らかの方策を講じるべきではないかという御指摘をいただきました。

この点につきましては、機構本部内でも調達担当の部署あるいは財政担当の部署等とも随分議論させていただきましたが、いろんな業務を包括的に委託している、既に契約済みの業務に関しまして、例えば何らかの新しい契約を結ぶというようなことは、やはり極めて難しいのではないかという結論でございます。

機構といたしましては、委託をした業者さんとの連携強化に努める。一方で、必要があれば、業務改善計画の提出を求める、あるいは業務改善指示を行うということで、厳正な対応を図っていきたく思っております。

このほか、機構職員自らやる業務として強制徴収という分野もありますので、こういった点の努力等も含めまして、国民年金の納付率の向上に向けて最大限の努力を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上、大変はしょった説明で恐縮でございますが、私どもの考え方でございます。これまで「市場化テスト」に対する取組みが不十分だった点、いろいろ御指摘をいただいておりますので、十分反省させていただきまして、今後しっかりとした取組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○樫谷主査 いろいろ御検討いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、同事業の実績評価(案)につきまして、前回の審議等を踏まえまして修正点などにつきまして、内閣府より5分程度でお願いしたいと思います。

○公共サービス改革推進室 評価(案)につきまして、資料のAをごらんください。こちらで、2月から審議を開始いたしました評価(案)につきまして、今まで審議してきた内容を網羅してまとめた形としております。

頭から行きますと、1ページ目で、事業の概要等を記載しておりまして、その次のページで、実施状況の分析を付けております。

6ページ目につきましては、受託民間事業者からもヒアリングしている内容を記載しておりまして、7ページ以降で評価を記載してございます。

10ページから、事業の是正策の必要性及び達成できていない原因分析及び今後の対応として必要なものを、それ以降で記載しているということになっております。

16ページ目で、最終的な内容を書いているということになっております。評価の内容につきましては、以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまの機構及び内閣府からの御説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

では、私の方から、指摘事項の7の21年度開始事業については、再度締結するのはなかなか困難なので、とりあえず、一度いろんな努力をしてみようという話ですね。その上で、また本当に問題が改善されない場合は契約解除も含めて考えていかなければいけなと理解してよろしいでしょうか。

○石塚理事 おっしゃるとおりでございます。

○榎谷主査 事務局から、何かこの件についてありますか。

○公共サービス改革推進室 いえ。

○榎谷主査 それでは、実績評価案についての審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえまして、本評価（案）につきまして、日本年金機構と更に協議を行っていただきまして、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会の報告等については、私に御一任いただきたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○榎谷主査 ありがとうございます。それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、平成22年度開始分の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。引き続き、日本年金機構、石塚理事より、実施要項（案）の内容等につきまして、10分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○石塚理事 実施要項の（案）につきましては、主なポイントにつきまして、町田部長の方から簡単に御説明いたします。

○町田部長 国民年金部長の町田でございます。資料B-2に実施要項の主な改正のポイントを整理させていただきます。

赤書きになっているところが、19年度、そして20年度、それから21年度とは違って、22年度と新たに加えた部分ということでございますので、そのほかの部分につきましては、19年度、20年度から21年度に向けて改正した部分でございますので、そこはちょっと省略させていただきたいと思っております。朱書きのところをベースに少し御説明差し上げます。

まず、1点目でございます。対象業務の内容でございますけれども、②のところでございます。

滞納者すべてに対して、少なくとも半年に一度の頻度で納付督促を実施するということを明記したいと思っております。これまでは未設定ということでございました。特段書かれておりません。

そして、⑤番でございます。文書、電話等による納付督促によりまして、納付に結び付かない滞納者につきましては、戸別訪問による督促を行うことを基本とする。その上で、民間事業者の創意工夫を最大限活用して、滞納者の特性に合わせて、適切かつ効果的に実施するということを明記したいと思っております。

なお、戸別訪問の回数や体制など、社会保険庁時代の実績なども勘案しまして、事業目的の達成に必要な十分な数量を見込むということとしたいと思っております。

次の2ページ目でございます。⑥番でございます。受託事業者と機構本部、ブロック野の本部、年金事務所との定例の打ち合わせ会の実施ということで、定例打ち合わせ会の実施におきましては、業務の内容ということを明記した上で、各県ごとに責任者を設置させる。

また、ブロック本部、年金事務所の場合は、毎月、機構本部の場合は、四半期に1回原則として定例の打ち合わせ会を実施する。

そして、定例打ち合わせ会におきましては、機構本部、ブロック本部、年金事務所から事業目的達成に向けた要請を受けた場合には、受託事業者は必要な改善措置を講ずるということも明記したいと思っております。

2番目の契約期間でございます。これは平成22年10月1日から平成24年9月30日までの2年間ということでございます。

入札地区の単位につきましては、御案内のとおりでございますので、19のブロックで分割して行うということでございます。

4番目の対象の事務所数でございます。185の事務所を実施するというところでございます。

要求水準の設定等につきましては、平成21年開始分と同様でございます。

3ページ目でございます。6番の委託費の増額、減額ということでございますが、納付督促月数に応じまして、また、免除等勸奨の承認の件数に応じまして、要求水準の達成割合ということがございますけれども、これまでは増、達成水準を超えた場合にはも、0.1ポイントずつに増額を行う。ただし、達成水準に満たなかった場合には、0.5の刻みで減額をするということになっておりましたが、満たない場合においても、0.1の刻みで、ディスインセンティブの強化を図るということでございます。

③番でございます。戸別訪問を実施した結果、電話番号が判明した場合には、1件につき100円の成功報酬を支払うということでございます。

4ページ目でございます。7番の実施体制でございます。文書、電話により納付督促を行いまして、それでも納付に結び付かない場合、戸別訪問を実施するというところでけれども、各事務所ごとに戸別訪問員の必須配置数を設定したいと思っております。必須配置数を上回る、具体的な配置人員等の体制に関する提案があった場合には、総合評価において加点をするということでございます。

必須配置数でございますけれども、事務所ごとに設定をすることといたしまして、滞納者数を勘案

しまして、1名～5名の区分ということで考えているところでございます。

具体的には、資料の34ページに個々の事務所ごとに、必須配置数ということで、1名～5名の範囲で設定していきたいと思っております。

なお、併せまして、必須配置数につきましては、最低限必要な人員として定めるものであるということをしかりと明記したいということでございます。その上で、十分な人員の配置に最大限取り組むということが求められるということも明記したいと思っております。

8番目の連携・協力でございます。年金事務所等で受付相談会、言わば集合徴収等を開催しているわけでございますけれども、その際には、受託事業者と共同で実施するということを明記しまして、その上で、納付受託できた保険料につきましては、受託事業者の獲得になるということから、積極的に開催をしていただきたいということも明記したいと思っております。

9番目の入札関係でございます。②番でございます。入札参加グループの入札の追加ということで、文書、電話、戸別訪問と督促がございますけれども、それを効果的に組み合わせを実施していただくために、単独で、この業務すべてが担えない場合には、入札参加グループで参加できるということも明記したいと思っております。

③番でございます。総合落札評価方式によりまして、企画提案書の評価を行うわけでございますけれども、その際、企画提案の質の高い場合には、それを重視したいということから、先ほど申し上げましたように、技術評価を3、価格評価を1ということで、3対1という形で明確にしたいと思っております。

最後でございます。禁止行為でございますけれども、これは、今までは明記されていなかったわけでございますが、債権管理回収業に関する特別措置法の事務ガイドラインというのがございますが、その中で、社会通念上、不適切な時間帯の督促の禁止ということが明記されておりますので、それを引用しまして、21時～8時までの間を、実質的に原則として、督促を禁止したいということを明記したいと思っております。

簡単ではございますが、以上が実施要項の改正の主なポイントでございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。いろいろ御検討いただいてありがとうございます。ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○渡邊副主査 随分いろいろ御検討いただいたようでありがとうございます。

それで、若干細かい点と大きな点と、混在する形ではありますが、コメントというか、気がついた点を申し上げたいと思います。

多分、ページごとに申し上げた方が進めやすいかと思えます。まず、2ページ目のところですが、基本的な考え方のところ、保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納付期限内に納付しない者を保険料滞納者というふうに定義されています。基本的な考え方のところでのこのような使い方をされる分には問題ないと思うのですが、要項そのものの2ページ目の下の方の、実際に対象業務の内容として義務づける滞納者の定義としては、おそらく書いておられる御趣旨は、日本年金機構から提供された保険料滞納者のすべてに対してなので、何か名簿か何かを提供されて、そこに搭載された

滞納者という御趣旨だと思うのですが、すべてに対して行うといったように義務づけるときには、定義を明確にしないと、民間事業者が過大な責任を負ってしまうことにならないかというのが、マイナーな点ですが、第1点です。

第2点目は、この対象業務全体について主語が書いていない、主体が書いていないという点に気がついたことです。例えば(1)の(ア)～(エ)のところまでは、多分、主体をわざわざ「民間事業者」というふうには書かなくても、主語が入れ替わることがないので、問題にされないだろうとは思いますが、(オ)のところでは、まず、最初のパラグラフで、これは恐らく民間事業者は打ち合わせ会議を実施するという御趣旨だろうとは思いますが、各年金事務所及びブロック本部というふうにもあるので、民間事業者だけが会議を主宰するわけではないので、そういう意味では、だれが実施する義務を負うのかという観点で、少し明確にされた方がいいと思います。

次に、機構本部においても報告書等を取りまとめというところは、機構本部が主語になると思うのですが、次の四半期ごとに打ち合わせ会議を実施することというのは、恐らく機構内部のお話ではなくて、民間事業者との打ち合わせということだと思いますので、そういう意味では両者で行うという役割をはっきりさせるというか、義務づけをはっきりされるべきものと思います。

そういう意味で、あとは省略しますが、第3パラグラフも第4パラグラフも、だれとだれとの間でどういう形でやるのかというところを明記された方がいいのかと思います。

特に打ち合わせ会議のところは、今の(オ)のところは原則として毎月実施するとか、そういうふうには書いていただいているのですけれども、ここは恐らく今後、いい実績を出していくためには、肝になる、コアの部分ではないかと思いますので、そういう意味では、ここは、だれとだれとの間で、どういう内容でやられるのかということをおある程度突っ込んで検討していただいた方がいいのかなというふうに思っています。

非常に形式的なことですが、(エ)の④の督促実施計画のところでは、日報の作成で週ごとにやる、あるいは月次報告をされるというのが、次にいきなり年度ごと計画に飛んでおられるような気がするのですが、前の業務の内容の、今回新しく追加していただいたところで、少なくとも半年ごとの頻度で納付督促を行うことを基本としと書いておられるので、もし、ここが年次というよりは、半年に1回そういう計画を何か考えないのであれば、ここもいきなり年間1本ではなくて、2回とか、(ア)の①で書かれた趣旨を御検討いただいて、適宜手直しされるというのがいいのかなというふうに感じました。

また、機械的に申し上げていきますと、次が9ページ目、5の事業実施体制で、これは民間事業者について、いろいろな体制を整備することを義務づけておられるのですが、私はこれは民間事業者だけではなくて、機構側、本部、それからブロック本部、県単位というか、お互いにカウンターパートになるように、お互いに体制をきっちりつくられて明確にどことどこの間で何をやる、それから民間事業者については何か実施責任者といったような、縦のラインも明確に考えておられるようですが、そういった機構側の体制についても、民間事業者に対する指示がそごしないように、民間事業者の対になるような形で、役割を明確に書いていただけると、多分、今後、これに基づいて責任を持って各

担当者が、あるいは担当部署がやっていくということになるのかと思います。

(6)については、やはり先ほど申し上げたのと同様に、主語を明確にされる、主体を明確にされる。例えば保険料滞納者の情報提供については、機構本部が出されるのか。各事務所が出されるのかあるいは機構が各事務所をして提供させるのか。多分役割をきっちり書かれて、例えば年金事務所であまりうまくワークしないときに、本部のこの部署にコンタクトすれば確実に提供されるといったようなことをお考えいただければいいかと思います。

(7)も同様に、だれが、何を、どういうふうにするのかというところで民間事業者とパラレルになるような規定を入れていただき、骨格をつくり、その骨格に従えばワークするといったようなところをお考えいただければと思います。

済みません、長々とお話ししてしまいましたが、以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。今のことにつきましていかがでしょうか。

どうぞ。

○石塚理事 1点だけ、半年に一度は接触してくださいという話は、言わば事業の質としてということとやってくださいということをお願いするわけですが、全体の事業計画について年間サイクルで出していただくということなのかと、そこはそういうふうを考えておりますが、いずれにしろ、月次等々で実績をもらいますので、その中で半年ごとに接触できるかどうかということも十分チェックさせていただきたいと思っております。

それ以外の御指摘につきまして、十分文章上精査させていただいて、ご趣旨を踏まえたような修文等について検討させていただきたいと思っております。

○樫谷主査 よろしいですが、今、おっしゃっている意味はよくわかるのですが、例えば今の9ページのところで、年度計画をつくりますと、この年度計画というのは、どういう内容ですか。月次にブレイクダウンされたものなのか、それとも年間幾らというのか。といいますのは、月次に報告を受けますと、あるいは四半期ごとに本部において打ち合わせ、進捗状況なども恐らくそうだと思うのですが、打ち合わせしますとか、こういうことが書いてあるのです。

私なんかは、事業計画を民間会社につくらせて、あるいは再生会社につくらせて、いわゆる予実管理をしていくと言うのですけれども、毎月、毎月、状況によっては厳しいときには、日次の資金繰りをつくったり、そんなことはする必要はないのだけれども、月次の計画に従って、実績を集計して、できるだけタイムリーに予実管理をしていくと、問題であれば、修正していくと、こういうような形をするのですけれども、この年度計画というのは、このイメージは、どんなようなものなのですかね。

というのは、月次だとか、四半期だとか、これは非常にいいことだと思うのですけれども、それと計画との対比がないと、進捗状況が、年間がこうなのだから、あと2割までいっていますよ、3割までいっていますよというのはわかりますけれども、そういう意味では、もう少しブレイクダウンしたようなものを出してもらった方がいいと思うのですけれども、実際、出せるものか、出せないものかという問題もありますので、ちょっと無理なことを言っているのかもわかりませんが、その辺はどうでしょうか。

○町田部長 基本的には、年度計画でございますのは、年間になります。その上で、本部とは四半期ごとにやろうと思っておりますので、その四半期ごとの状況も計画を当然していただかないとわからなくなりますので、最低限、四半期ごとには実際の計画を出していただくというふうに考えているところでございます。

○樫谷主査 最低それぐらいされた方がいいと思います。

○渡邊副主査 今のお話で四半期ごとであれば、それもここに書いていただいた方がいいと思うのです。要項や契約の役割は、相手方の違反を責めるだけではなく、むしろ骨格になるスキームをきっちりつくれば、そしてそれを書いていただければ、その機構の内部でも担当者の方が代わられても、あるいは民間事業者の側で人の異動とかがあったとしても、その骨格で動いていくということになるかと思えます。そういう観点で、ちょっと過剰に思われるかもしれませんが、やはり骨になる部分は、鎖骨であろうと、細い骨であろうと、やはり書くということをお願いできればと思います。

○町田部長 承知いたしました。

○樫谷主査 よろしく申し上げます。どうぞ。

○稲生専門委員 やや付け足し的なところがありまして、これは機構さんの方でおつくりになった別紙がありまして、やはりこの図自体できたことはとてもすばらしいと思っております、ありがとうございました。

ただ、見ていくと、先ほど渡邊副主査からもお話がありましたけれども、民間事業者さんの責任者の方、つまり担当者レベルの方と、機構さんの方で一体どのレベルの部署の方あるいは担当者の方、つまりお役職レベルですけれども、対応するのかというのがよくわからなくて、要は民間さんだったら、例えば総括責任者がいらっしやると、日本年金機構さんはどうかというと、本部とか書いてありまして、本部の中の一体どの方が直接対峙されるのかと。

つまり、民間さんからすると、仕事を一生懸命する中で、いろいろ壁にぶち当たると、そのときに、やはり助言を仰ぎたいときに、やはり即座に連絡できるような体制みたいなものが、年金機構さんの中におつくりいただくというのは、結構大事だと思いますので、そういう意味で、さっき追認するという話がありましたが、そういう体制づくりを、むしろ機構さんの中できちんとつくっていただければいいなというふうに思っております。

それから、今回、年金事務所さんがいらっしやって、それを束ねる形で各県単位とあるのですが、よくよく考えてみると、年金事務所さんの業務範囲も結構広いわけですね。

例えば後ろの方ですか、要項（案）の例の体制が 34 ページ目以降にあるわけですが、これで拝見すると、例えば 34 ページの北海道で見ると、札幌東、西とこれくらいの区分けしかなくて、札幌の人口を考えていくと、100 万人単位の人を相手にしなければいけないわけでございますね。

そうすると、少なくとも民間さんの方も、各事務所単位の責任者みたいなものを設けていただくような体制を取っていただかないと、ちょっときついのではないかと。つまり、総括責任者だけで説明をし切れないのではないかとと思っております、そういう意味では、あえて別紙に言葉を足すのであれば、総括責任者の下に、各県の連絡責任者、更にむしろ事務所ごとの責任者みたいな形で、民間さんの方も置いていただくと。

一方、機構さんの方も年金事務所さんの中での督促業務に関する責任者を置いていただくというくらいまで、きちんと体制づくりを多分していただくのがいいのかなと思っております。

その上で、今度は要項（案）の34ページ以降の例の必須配置数ですけれども、これは一応、確認だけですが、どういうふうな根拠で、この必須配置数を考えたのかということと、例えばどこかの地域でもいいのですが、例えば札幌東で言うと、必須配置数が3となっているのですが、実際に社保庁さん時代にどれだけの人が督促業務に携わっていたのかというデータがもしあれば教えていただきたいと思うのですが、つまり、どういう形で必須配置数を算定されたかということを知りたいということが質問としてはあります。とりあえず、今、述べたことだけで、コメントがあればお願いしたいと思います。

○町田部長 まず、受託事業者との連携の概念図のところでございます。もともと自宅事業者さんだけではなくて、我々機構の本部またはブロック本部、年金事務所においても、おのおの責任者を設けるつもりでございますので、それは明記したいと思っております。

それから、今、おっしゃいました、事務所ごとの必須配置数、戸別訪問員の配置数でございます。考え方でございますが、未納者数、滞納者数でございますが、大体2.5万人を基準に定めたものでございます。2.5万人未満が1名、それから2.5から5万人未満を2名、そして、5万人から7.5万人未満が3名、7.5～10万人未満が4名、そして、10万人以上を5名という形に設定させていただきました。

このベースは、何があるかと申し上げますと、今、実際に国民年金推進員が免除勸奨等で現在配置されているのが185の事務所においております。それが、約340名くらいいるんでございますけれども、その方々が戸別訪問を回っていただいているわけでございますが、最低でもそのベースまでは必要なんだろうということで、それをベースに、予算の関係もございまして、それを最低限は必要と、最小限の人数として、それらを今の考え方で、これを足し込みますと、この185の事務所を全部いきますと、380名くらいの人数になるわけでございます。400名弱くらいまでだったら最低限大丈夫だろうということで設定したものでございます。

○稲生専門委員 そうすると、確認ですが、年金推進員の方の戸別訪問の要員の方というのは、基本的な仕事の目的というのは、免除勸奨が目的になっているということですか。そうすると、それが2.5万人当たり、例えば1名というような形で算定されているという理解で、これはよろしいでしょうか。

○町田部長 現在は、国民年金推進員は、今、残っている185の事務所に設置されているわけでございますが、当然ながら、ほかの保険料納付の関係につきましては、すべて市場化になっておりますので、あと残っている部分というのは、免除勸奨のみでございます。

そういう面では、今、推進員がやっている業務は、免除勸奨が主な業務でございます。ただし、その場で、保険料を払いますよといった場合には、それを受け取りませんというわけにはいきませんので、それは当然受け取ってくるということにはございますけれども、基本的には免除勸奨業務が中心となっているところでございます。

ただし、今後、この戸別訪問員は、免除勸奨しかやらないということではございませんので、市場

化の場合も、そういう面では免除勧奨と当然ながら、納付受託という業務を担うわけでございますので、それらも含めての考え方ということにしております。

ただし、人数のベースは、現在いる推進員をベースにしたということでございます。

○稲生専門委員 承知しました。ですから、そうすると、確認ですが、免除勧奨を中心業務としている方たちのベースが2.5万人当たり1名くらいのベースになっているということはいいいわけですね。

そうすると、何を申し上げたかったかという、その旨を、やはり情報開示が出てくればいいんですけども、そうじゃないと、多分民間さんからすると、要は2.5万人の未納者に督促という形で、これが1名で本当にできるかどうかという、普通の感覚だと、多分できないと思うのです。

つまり、免除勧奨であれば、普通聞いた方からすれば、そうですかと喜んで、ある意味では払うのをやめる方の方がむしろ多いのではないかと思うのですが、ただ、払ってくださいという業務になりますと、むしろ逆になりますから、当然督促される方もかなり身構えるし、また、実際に払うことになる方も非常に少ないと思うものですから、どこか、そこら辺のことについて、2.5万人当たり1名というか、何か明示した方がいいと思いますけれども、それは、どこかに書かれているのでしょうか。つまり、必須配置数のベースは従来の年金推進委員の免除勧奨が主要な業務であるということに基づいて算定しているとか、何か注意書きで結構ですが、そこら辺は書いておいた方が、民間さんより算定しやすいのではないかと思われるものですから、よりそこら辺を開示してあげた方がスムーズに民間さんが積算できるのではないかということだけでございます。これが、おかしいとか、そういうことでは全くございません。

○樫谷主査 この36ページにもう少し書き込んだらいいということですね。

○稲生専門委員 そうです。その部分ですね。

○樫谷主査 必須配置数の考え方ところに、少しそれを、そこに説明を。

○稲生専門委員 そうですね。必須配置数の考え方でございます。そこら辺がよくわかるようにしておいた方がいいかなと。

○町田部長 承知いたしました。

○稲生専門委員 よろしくお願ひしたいと思います。

あと、やや細かい技術的な話ではあるのですが、ちょっと気になるところが、これは戻るのかな、要項の8ページの③の口座振替等の獲得業務にかかる例の成功報酬の話でございまして、このこと自体については、是非成功報酬を設けていただきたいと思ひまして、9ページの上でしょうか。

この1,500円ですけれども、これは何か積算根拠みたいなものがあるのでしょうか。実は、ある料金徴収を行っている公的団体のところの情報を取りましたところ、やはりなかなかそこも払わせるのに結構苦労しているような団体でありまして、やはり数回訪問をした結果、ようやく払ってもらえて、かつ更に何回か訪問して、初めて振替をしてもらえるとというような、そんなような回答が来ていまして、それに対して、成功報酬を幾ら払うのですかと聞いたら、1件当たり1万円以上払っているというのです。よくよく考えてみると、確かなかなか連絡もできない方が多い中で、まず、戸別訪問しても接触に至るまでに結構な工数がかかるのです。時給で考えてみても、要は、例えば7回とか8回とかかかるケースが多いらしいのです。だからこそ1万円とか、一万何千円というものを成功報酬で

払う、そういう言い方をされていたのです。

一方、おたく様の場合ですと、口座振替の勸奨をして、口座振替等となった件数1件当たり1,500円ということで、割と安いなという感じがしております、この点、余り根拠がないのかもしれませんが。どういう形で積算されたのかということ、一応確認をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○清川部員 もともとこちらの金額を設定するに当たって、平成19年までは、これは一律1,500円ということではなくて、委託費を割り戻して計算するので、実際金額としては数百円という単位が19年、あとモデル事業のときも、そういうことだったんですけれども、余りにも安過ぎるということもございましたので、口座振替を行った効果というものの、その当時計算してみますと、大体一人当たり9か月間の効果があるだろうというところ。

一月当たりの金額に割戻しますと、大体300円くらいの単価になるだろうというところから、1,500円というのは、そういった意味では、半年分くらいの相当になってくるわけなんですけれども、この1,500円と併せて、去年から12か月分の月数にも相当するというようなプラスも付けてございますので、安いと言われれば、安いかもしれませんが、一応、根拠としては、平成20年のときに設定したものをずっと引用しているということでございます。

○稲生専門委員 幾らになれば、民間さんのインセンティブになるかというのは、なかなか難しいですけれども、勿論、年金機構さんからすれば、おたく様のある意味では入ってくるものもベースにはじかれるという方法も勿論あると思うのですが、さっき私が申し上げたのが、むしろ民間さんが、実際に足を運ぶコストから納得のいくようなインセンティブという方法も多分あると思います。

ですから、そういう意味では、そこら辺は幾らかというのは難しいですが、もう少し上積みをするようなことができないかどうかということですが、ですから、そこら辺はなかなか難しいですけれども、場合によっては民間さんに電話でもいいのですが、ちょっとインタビューをしていただくとか、今、契約をされている方たちに、どれくらいになればインセンティブとしてわくのですかとか、つまり、今回は、かなり戸別訪問ということ打ち出していきますので、よりインセンティブというものを詰めていかないと、実際、結構難しい部分があるのではないかと、獲得につながらないのではないかとということもありますので、まず、1回目は払ってもらう、これは大事ですが、やはり1回払ってもらったら、継続的に払ってもらう、これはやはり口座振替に限ると思いますので、ここをちょっと時間がない中で恐縮ですが、もう少し検討をいただいて、金額を上積みするとか、もう少しインセンティブを多少与えるとか、御検討いただければありがたいなと思っております。勿論、これはできる範囲ということになるかと思いますが、それが2点目です。

とりあえず、ここで切りたいと思います。

○樫谷主査 今の1,500円のをちょっと見直すというのは、難しいですかね。

○石塚理事 昨年からはじめたばかりのもので、1,500円と、あと12か月相当の言わば月数を確保したということで、それが言わば成功報酬に相当上乘せされていますので、昨年の経緯を、私が聞く限りは、相当思い切ったことをさせていただいたつもりですので、今回なかなか根っこの議論、なかなか時間をかけるのは難しいと思いますので、昨年からはじめたばかりですので、少し様子を見

させていただいて、また、2年後どうするかというような形で整理をさせていただければ、大変ありがたいと思いますけれども。

○樫谷主査 我々の民間人の感覚では、要するに1件1,500円ということは、多分20分か30分くらいで、というのは、振替の契約書を素直にぱっと書いていただけると、それぐらいの時間であれば、1,500円で十分いいと思うのですが、何回も行って、例えば3時間も4時間もかけたら、もう1,500円では合わなくなりますので、ピザの宅配ではありませんけれども、とにかく20分以内に行って帰ってくるというくらいのことであれば、採算が合うのですが、そういう民間人の時間です。パートの時間の給料の設定に関して、収入から見ると、ちょっとせいぜい20~30分で完結するようなものであるならば、これでいいと思うのですが、コストという意味から見たら、少しインセンティブが少ないのではないかとということで、稲生先生も、私もそういうふうに感じました。

今回直すのは難しいかもわかりませんが、そういう観点から見ていただいて、あるいは状況によってはヒアリング、高い方がいいですかということ、高いのとおっしゃるのは決まっているので、その辺は機構のコストもありますから、よく御判断いただけたと思います。

どうぞ。

○渡邊副主査 若干形式的なお話ではあるのですが、少し整理させていただいた方がいいかなと思った点があります。さっき既に申し上げたのですが、4ページ目の業務としての定例会打ち合わせ会議の実施(オ)です。それと、お互いそれぞれの情報提供義務のところと、10ページ目の(7)の連携協力というところを少し整理していただくと、もう少しお互いの考えが明確になるのではないかと考えたので申し上げたいのです。まず、10ページ目の(7)の最初を見ますと、機構本部、ブロック本部、年金事務所が、事業に必要な範囲で提供すると、このスケジュールに併せてというのは、どこにかかるのかちょっとわからない。後で事務局と具体的なところは調整していただいた方がいいと思うのですが、これはある意味、(6)に書いてある機構側から民間事業者に対する情報の提供のお話で、そうすると、(ウ)までで終わっていますけれども、キャッチオール的にそれでは足りない部分というものをもっと出しましょうということかなという気もします。そうすると、さっきの保険料滞納者の情報とか、保険料の免除勧奨者の対象者の情報とかも、機構から出されるのかブロック本部から出されるのか、年金事務所から出されるのかというのは、それぞれ明記していただいた上で、(7)の最初の第一パラグラフに書いてある必要な範囲で提供しますというのは、それを補足するようなものの位置づけではないかと思えます。

それから、2番目の第2パラグラフで書いてあるのは、民間事業者が督励情報の提供でしょうか。あるいは何か督励を行うなどというふうには書いてあるのですが、もし、情報にかかるものであれば、民間事業者の義務として、こういう情報を出しますというのをもう少しきちり書いていただいた方がいいのかなと思いました。

なぜかという、最後のパラグラフで、こうした情報提供を軸にと書いておられるので、連携が情報提供の話と相互に関連することは間違いないのですが、お互い義務とすべき確固たるものは、そこで義務として書いてしまうべきではないでしょうか。

その上で、そこでは尽きない連携というものをはっきりさせると、具体的にやるのが明確になる

と思います。そういう観点から見ると、納付相談会は共同開催しましょうということでしょうか。

それから、先ほどのミーティングは、民間事業者だけの義務ではなくて、双方義務を負って、きちんと打ち合わせをやりましょうということなので、2番目に、こういう打ち合わせを具体的にやることによって、情報の共有化というか、目的の確認とか、そういうのが行われると思われま

す。3番目が、そういう意味では、(7)の最後に書いておられる一般的な、情報提供だけには限らず、両者が一般的な状況と分析を行って、情報を共有してよりよいものにしていきましょ

うところについては、はっきりとした確固たる義務と、それから目的のために、キャッチオール的に何をやりましょ

うかということをめり張りを付けると、はっきりしてくると思います。多分ここに尽きないことをいろいろお考えだ

と思うので、その辺りを整理していただくと、また、それに加えて機構がやられるのか、本部がやられるのか、年金事務所がやられるのかというのが明確になると、相当具体的な仕組みというのが目に見えてくるのではないかと思います。

以上です。

○榎谷主査 いろいろ検討して書いていただいているのですけれども、その辺の縦横がちょっとよくわからないということですかね。タイムスケジュールのことと、だれが、いつ、どういうことをやるだということをもう少し明確に

していただいた方が、あと、定例会議だとか、あるいは相談会だとか、月次報告だとか、年次報告とかあります。その辺の整合性ですかね。整合性はあると思うのです。恐らく意識してやっ

ていただいていると思うのですけれども、その辺を明確に

していただいた方が事業者の方が読んでわかりやすいということだけで、恐らく、そういうことを意識で書かれているとは思

うのですけれども、ちょっと我々は読んですぐわかりにくかったので、これは事務局でもちょっと打ち合わせてして

いただ

いて書いていただけたらと思います。

どうぞ。

○稲生専門委員 あと、要項そのものではないのですが、実務的な話で、少しお願いというか、確認したいことがありまして、総合評価基準に関しては、別紙3、資料の通しナンバーでいうと、45ページのところにあるのですけれども、そこを見ると、評価委員会の委員は5名ということで、一応、

どういう体制、つまりどういう構成で評価委員会が組まれて、エリアごとはどういうふうに評価して

いくのか、そこら辺の流れを御説明いただけますでしょうか。

通し番号で45ページのところですね。評価委員会の委員の5名、これはどういう構成にされるのかということと、要するに日本全国の評価をこの5名で行うのか、そこら辺のことを確認だけですが、

けれども、お願いしたいのですけれども。

○石塚理事 済みません、この5名というのは、直し忘れて、実は今回、7名くらいにしようと、お許しいただければ、資料を配らせていただきたいと思います。

○稲生専門委員 そうすると、6~7名ということで、機構のブロック本部というのが、図で言うと、大分広いということですか。そうすると、各県も含んだ、例えば東北ブロックとか、それくらいの広さのことになるわけですか。

○町田部長 ブロックは、そうなりますね。ただし、今回、19で分割してやりますので、その中で、もしもブロック本部の担当のものが、その地域に不慣れなものがいたとすれば、大概ブロック本

部の中には、各ブロックの中から集まってきておりますので、よくその現状がわかっている各県の代表がおりますので、そういうものが参加をすればよろしいかと思っております。

その上で、更に不慣れなものがあつたとすれば、年金事務所から参加すればいいかなというふうに考えているところでございます。

○稲生専門委員 わかりました。ここは是非きめ細かく、地域特性がきちりわかっている方に審査員に入っていただくのが一番大事だなと思っております。勿論、機構本部さんは人数を絞っても、エリアごとの責任者の方あるいは詳しい方が評価委員会に入ってください方が、より精緻な議論ができると思っております。

それから、これも確認ですが、プロセスですけれども、どういうふうな評価過程になっているのでしょうか。普通ですと、入札参加者の方を呼ばれて、企業グループかもしれませんけれども、それぞれ1社ごとプレゼンテーションをされて、それに対して質問、インタビューみたいのをしましてというような過程があるのですが、今回もやはりそういう形で1件1件内容を細かく精査するというような形なのでしょうか。あるいは書類審査だけで決めていくのでしょうか。

○町田部長 今、お配りした中の一番下の○のところですが、プレゼンはしていただくと思っております。今、委員がおっしゃったような形でやっっていこうと思っております。

その上で、評価の視点なりということをしっかり評価委員の皆さんに御理解をいただくということで十分説明したいというふうに思っているところでございます。

○稲生専門委員 プレゼンもそうですが、きちんと質問をしていただくということでございます。結構、この突っ込みがどこまでされるかというのが、やはり業者さんの意識を高めるということでも大事ですし、その体制が本当にフィージブルかどうかということで、極めて重要になってきますので、そこを是非きちんとやっていただきたいということです。それがあります。ですから、それはきちんと体制づくりをされるという理解でよろしゅうございますね。

あと、もう一つ気になっているのが、今回はそういう意味では、21年度以前のものの「市場化テスト」と比べて、相当精緻な、緻密な体制づくり、つまり戸別訪問をある意味では原則化するようなことになりますので、そうすると、今度は逆におたく様の予定価格の積算上も、相当詰めたものでないといけないのではないかというふうに思うのですが、そこら辺の体制は、どういう形で予定価格の積算をされるのかと、金額ではなくて、体制ですけれども、つまり、戸別訪問ですから、どれだけの要員が要るのだろうとか、そこら辺、相当きめ細かく、恐らく想定していかないといけないと思うのですけれども、そこら辺は、どういうふうに、つまり本部だけでちゃちゃっと算定するようなことを考えておられるのか、エリアごとに算定するようなことを考えておられるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○町田部長 エリアごとにとすることは、基本的には詳細にエリアごとにとするところまでは、ちょっと考えていなかったんですけども、いずれにしても、予定価格の算定の仕方そのものは、もともと社会保険庁時代に行っていた人件費、物件費等を加味して、予定価格を基本的には出しておりますので、そういう面では、その中には、当然推進員さんがどれだけ配置されたということもベースになっておりますので、逆に予定価格の算定の仕方として、戸別訪問員の方が、今回、原則として配

置するということになったとしても、十分対応できるような予定価格を、今までも意識しているというような状況ではございます。

○稲生専門委員 要は、最近年金推進員さんの方では免除勧奨の方に業務の重点が移っていますので、ところが、今回は免除勧奨プラス督促というか、そちらの方がかなりメインになってくるということもございますので、そこら辺は十分に注意をしながら算定をいただきたいということでございますので、それは要望でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○町田部長 承知いたしました。

○樫谷主査 ありがとうございます。あとは、この総合評価の右下の45ページから47ページの評価基準表で、いろいろ反映していただいて、特に戸別訪問については、120点の配分をしていただいているということで、高く評価したいと思うのですが、この辺は、難しい質問をするかも知れませんが、大体どんなような、実際は0点の人と120点の人という二極ではなくて、真ん中がいろいろあると思うのですけれども、例えば私が評価委員になっていたときに、別のときにも実はなつたことがあるのですけれども、この「市場化テスト」とは違うのですけれども、なかなか点数付けるのが難しいのですけれども、特に0点から120点まであつたときに、どんな感覚で付ける、つまり、当然各県単位でやるわけですが、余り不公平というとおかしいのですけれども、人によって評価委員が基本的には決めるにしても、余り格差があつてもいけないと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになつているのでしょうか。

○石塚理事 これから詳細は詰めさせていただきと思ひますが、やはり単にこの表だけ示して付けていただくと、どうしても大学の試験の採点ではないのですけれども、100点満点であれば60点とか70点とか、真ん中を平均にお付けいただくというような結果になると思ひますので、そうならないように、少しめり張りの利いた方法で採点いただくような、言わば採点のガイドラインというのは、内部的な資料になると思ひますけれども、きちんと、最もいい業者については、きちんと100点を付けてくださいと、どうしようもないものには、思い切つて0点を付けてくださいと、そういうような、定性的に言えば、そういうことだと思ひますけれども、そこら辺をもう少しわかりやすくしたような配点を、基準といつたらあれですけれども、ガイドラインのようなことも工夫させていただきたいと思ひています。

○稲生専門委員 思い切つた方法としては、例えば1位に120点、2位に90点とか、そういう方法もあると思ひます。順位に点数を決めてしまうという、それだと比較的、あつちよりかはこっちの方がいいなど、ではこれは一番だから120点と、これは多分付けやすいと思ひますので、ですから、そこら辺はうまくめり張りが付くようにお願ひをしたいと思います。

○樫谷主査 あとはよろしいですか。事務局から何か確認しておくべき事項というのはありますか。どうぞ。

○公共サービス改革推進室 聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、先ほど稲生専門委員が御指摘された事業者側の責任者が県別1人では幅が広過ぎるのではないかとこのところに対しての御意見が伺えていなかったような気がするのですが、そちらをお願ひできますでしょうか。

○町田部長 基本的には、県別に設置していただくのが、一番ベターだと思ひております。その上で、

エリアなりを意識していただくのかなと思っております、1番は、やはり県別に責任者の方を決めていただくと。ただし、その方がそのエリアの担当ということでありましたら、複数県を持っていても仕方がないのかなと思っております。

○稲生専門委員 要は、県ごとといっても、人数が何万人、何十万人といらっしゃるわけです。ですから、大き過ぎないかということです。

ですから、私のイメージは、勿論、民間さんがどれだけの人数を各社会事務所さんベースに張り付けるかわからないですが、兼務でも別に構わないと思うのです。ただ、この社会事務所についてのエリアに関しては、Aさんが担当だと。それで、Bという社会事務所に関しては、Bさんが担当だというのを、民間さんにも意識してもらった方がいいのではないかと思います。そうであれば、エリアの特性でもっと議論がしやすんではないか。ここは数字が挙がっていないのだけれども、それはその社会事務所の実際の年金機構さんの方の担当者と話がしやすいのではないかと思います。県だとちょっと大きいのではないかと思います。

ですから、民間さんにも社会事務所レベルの担当責任者みたいなものを設けていただく方がいいのではないかと。ただし、兼務はOKと、ですから、A事務所、B事務所、C事務所を管轄する人は、例えば民間さんの方ですね。ですから、そういう体制でも構わないのですが、何かそういう社会事務所さん単位でのやりとりをできるような体制を組んでいただければいいのではないかと思います。私の趣旨でございます。もし、これが可能であればなんですけれども。

○町田部長 趣旨は理解いたしました。私どもは、当然ながら年金事務所ごとに受託事業者さんの方の責任者の方、要は窓口の方がしっかりいらっしゃる方がいいわけございまして、そう意味で、実は私どももヒアリングを今、実際やらさせていただいております、なかなか一人ひとり別々にというのは難しいという話をお聞きますので、そういう意味では、県の中で、例えば町なら町田という者が、事務所ごとすべてを担当してきますというふうな責任者としての考え方でもよろしいのではないかとと思っておりますので、そういう意味では、事務所ごとに、今回も19ありますけれども、県がまとめてということではなくて、県の中でもずっとわかれている部分がありますので、そういう意味で事務所を意識しないと、なかなかきつい部分がありますので、当然そういうふうな形で調整なりをお願いしていきたいと思っております。

○樫谷主査 ほかにはございませんか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議論する方向で調整を進めたいと思います。これは、今日議論に出たところを一定の修正をしていただいた上で、パブリックコメントに早急にかけていただくということですね。これは、もし、修正するとしたら、どれくらい時間がかかりますか。そんなに大幅な修正をしていただかなくてもいいと思いますが。

○石塚理事 細かい文言の整理とかは、また、正式な実施要項までに事務局とも相談して整理させていただきたいと思いますが、新たな要因として、今、事務所ごとの責任者を置くということをきちんと書くというような中身に関連する部分は盛り込んだ形で、できれば、日程が詰まっておりますが、来週、月曜、火曜辺りにでもパブリックコメントにかけさせていただいて、細かい文言とか、表現ぶりの内容は訂正があり得るといったような注釈付きで、パブリックコメントにかけさせてい

ただいて、渡邊先生から御指摘のあったような、もう少しきちんとした、主語、述語とか、法律家が見てもきちんと読めるようなところにつきましては、正式の公告までの原稿までの間に修正するということで、事務局と並行して詰めさせていただくという取扱いにさせていただければと思います。

○樫谷主査 どうぞ。

○山西参事官 今の点ですけれども、パブリックコメント、もともと月曜日実施の予定なのであれば、それでやっていただいた方が恐らく見る方のメリットにはなるのではないかと思います。事務局との修正は、別途並行してやった方が、手続が早くなるのでは、その方がよろしいかと思うのですけれども。

○渡邊副主席 別にパブリックコメントの関係で日程を変えていただくほどの話ではないかもしれませんが、これは単なる主語の話ではなくて、主体がだれかという内容の話です。そこを申し上げているつもりなので、単なる形式的な、契約書を美しくしましょうとか、そういう話ではないことは御理解いただきたいというのが1点。

私もずっとページごとに申し上げてしまったので、めり張りがなくなってしまったのかもしれないのですけれども、民間事業者に統括責任者とか、責任者を置くのと同じように、機構側で、やはりだれの責任なのか、だれが窓口として、パイプとして事後のスキームについてきちんとやっていかれるのかというところが、最も重要だと思っております。ある意味、機構側の内部の問題であれば、パブリックコメント後に書き込むというのはあるかもしれませんが、機構側でどのレベルで、例えば県単位と言われても、ブロック本部と言われても、だれか、どこかの事務所が代表されてやられるのか、それともやはりブロック単位で責任になる窓口が組織として何かあって、窓口になる具体的な部署とか人があるのかとか、その辺りの柱のところは、やはりお考えいただいて、それとのカウンターパートとしての民間事業者というのを考えていただかないと、多分、ふたを開けてみたら民間事業者についてだけいろいろ統括責任者を置くとか、そういう格好になるというのは、必ずしも適切ではないというふうに思っております。

○石塚理事 機構側の体制も明記すべきという御指摘については、機構としても、本部は国民年金部長がきちんとした責任者になる予定でありますし、各ブロックでも、原則としてですけれども、国民年金の担当するグループ長がおりますので、そのグループ長が各ブロックの責任者になる、あるいは年金事務所においても、国民年金課長という責任を持った立場の者がおりますので、その国民年金課長が「市場化テスト」について責任を持って対応をするという体制は、私ども既にそう考えておりますので、その中身は、機構側では、そういう体制をとるとするのは、パブリックコメントの段階からそれをもり込ませていただきたいと思います。

また、今、御指摘いただいた点にも、できるだけもり込みたいと思いますが、最終的な細かいといったらあれですけれども、最終的な表現ぶりの詳細については、また、事務局とも同時並行で詰めさせていただく。できるだけもり込んだ形でパブリックコメントに出したいと思いますが、詳細については、正式の官報に掲載するものをつくるまで、同時並行で詰めさせていただきたい、という趣旨でございます。

○樫谷主査 要するに、月曜日には出したいと。

○石塚理事 できれば、月曜、または少し調整が必要なのですが、月曜ないし火曜には、中身を事務局に御確認いただいた上で、させていただきたいと思います。

○樫谷主査 わかりました。事務局の方は、十分相談に乗っていただいて、月曜日か火曜日には、ほぼ満足したようなパブリックコメントができるようには是非御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。機構の方も対応をよろしくお願ひします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思ひますので、日本年金機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようにお願ひしたいと思ひます。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思ひます。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。それでは、本日の入札監理委員会は、これで終了したいと思ひます。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。いろいろ申し上げて申し訳ございませんが、本当にいいものにしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。